

## 令和4年度 第7回若桜町農業委員会定例会議事録

招集年月日	令和4年10月12日				招集の場所	若桜町保健センター 2階 大研修室			
開会時刻	午前9時00分				閉会時刻	午前10時50分			
出席委員	1番	伊井野 孝一	2番	西山 博文	3番	藪田 道正	4番	盛田 敬一	
	5番	小林 正樹	6番	田中 圭子					
	9番	山本 義紀	10番	浅井 裕			推進委員	山本 昭子	
欠席委員	7番	永原 聡	8番	津村 光明	推進委員	茗荷 主吉			
日 程	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の決定 4 報告事項 報告第1号 農業委員会行事等の報告について 報告第2号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用の報告について 5 付議事項 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 6 その他								
委員会出席者	中島事務局長 银杏主事								
議事録署名委員	4番	盛田 敬一	5番	小林 正樹					
議 事 内 容									
1. 開会	事務局	令和4年度第7回若桜町農業委員会定例会を開催します。本日は、農業委員10名中8名が出席のため今回の定例会は成立します。永原委員、津村委員、茗荷推進委員は欠席です。会長さんよりあいさつをお願いします。							
2. 会長あいさつ	会 長	(会長あいさつ)							

3. 議事録署名委員の決定	会 長	議事録署名委員の決定です。今回は、4番の盛田委員と5番の小林委員でお願いします。
4. 報告事項	会 長	報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。
	事務局	報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和4年9月9日から10月11日までの行事等についてです。まず9月9日ですが、令和4年度第6回農業委員会定例会を開催しました。10月4日に、第2回東部地区農業委員会会長会議が鳥取市内で開催されました。10月5日には令和4年度第6回農業委員会定例会の議事録を若桜町ホームページに掲載しました。そしてこの1か月間で、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書を1件、農地法第3条の規定による許可申請書を1件受理しました。
	会 長	只今の報告について、質問、意見等はありませんか。
	委 員	(意見等なし)
	会 長	報告第2号、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用の報告について、事務局よりお願いします。
	事務局	報告第2号、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用の報告についてです。届出に係る農地は大字湯原の11筆で、11筆の合計面積は1,778㎡、そのうちの転用面積は903.83㎡です。申請者および請負業者は若桜町大字若桜にあります中一建設株式会社です。工事名は湯原地区林地荒廃防止工事、転用目的は仮設道路、転用期間は令和4年9月26日から令和5年3月15日までで、これは農地への復元期間を含めます。工事完了後は、転用した区域を農地に復元し、地権者の確認を得るとのことです。
	会 長	只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

5. 付議事項

会 長 砂防ダムを作るのに仮設道路が要るということで、提出されたようです。

職務代理 ネットを張るのではなく、砂防堰堤にするのですか。

会 長 そこに通じるための仮設道路を敷いて、工事をしています。現地に行ったとき、仮設道路は何のためかと聞いたら、砂防ダムを作るためということでした。それから、転用期間を見ると、冬期間をまたぐので、延長になるのではないかと思いました。  
只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (意見等なし)

会 長 付議事項です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局からお願いします。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めます。  
申請に係る農地は合計15筆です。大字湯原の10筆の合計面積は5,671.61㎡、大字渕見の5筆の合計面積は428.61㎡、大字湯原と大字渕見を合わせた15筆の合計面積は6100.22㎡です。農振区分は2筆が農用地区域内、残り13筆が農用地区域外です。権利種別が第3条による無償移転で、内容は無償譲渡となっております。譲渡人は若桜町大字湯原の〇〇〇〇、譲受人は同じく若桜町大字湯原の〇〇〇〇です。これは、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

会 長 私の担当区域ですので、事前調査をしました。譲渡人としては、生きている間に贈与しておきたいということです。譲受人は、家を継ぐために都会から帰ってきたとのこと。もし亡くなった後、遺産相続で争いごとになったらいけないという話でした。譲受人に今のうちに贈与するというので、農業委員会に出ているのですけれども、持っている土地すべてを譲受人に贈与するようです。所有権が移転しても、耕作できる農地はすべて、〇〇〇〇が全部作ってくださいます。譲受人

のところには、農機具がひとつもないです。そのあたりがほかとは違います。ほかは問題ないだろうと思います。

この件について、質問、意見等はありませんか。

職務代理

生前贈与ということで、相続にかからないようにということですね。

会 長

現況が山林の土地がありますので、非農地証明申請をしてもらうのはどうだと言いましたけれども、それはまた別の機会にということでした。

伊井野委員

浅井会長さんが言っておられましたけれども、記載してありますのは耕作者の状況でしょう。これは本来、譲受人の状況を書かなければならないのではないですか。

事務局

仮に、譲受人の状況を書こうとしましても、書けることがなくなります。

会 長

そうだとすると、贈与することに関して、〇〇〇〇は関係のないことです。

職務代理

農地法上どうなのかということですが、機械を持っていないから受けられないというのなら、実はこうだから受けさせてくださいということになります。あるいは、利用権設定の変更をすればそれで済むことです。そのあたりの法律がどうなっているのか。実際に、町外に出ているけれども、父親の土地を相続するが、ほかの人に貸しているというような事例はたくさんあります。それはどうなるのですか。

事務局

そういうときも、生前贈与される人に耕作能力がない場合、原則として許可できないとあります。そういう方が許可をもらえるようにするためには、これから耕作するという計画を書いていただいて、何とか許可に持っていくしかないです。それでも許可できないというのであれば、現在の所有者が亡くなってから相続の手続きをするしかないです。

会 長

とにかく、農業委員会として見なければならぬのは、生前贈与であれ遺産相続であれ、権利が移転することによって農地が荒れてはいけないということです。そのために、農機具がどのくらいあるのか、農地面積はどのくらいか等尋ねているわけでして、荒らされないなら問題はないです。

伊井野委員

荒らさないと言いながら、15筆のうち2筆だけ現況が田で、残りは現況が農地でないわけです。現況主義ですから。しかし、登記上そうなっているということで、ずっと農地としている可能性もあるでしょう。そのあたりも調べがつかっていますか。農業委員会で判断する前に、事務局がそこをチェックしてくれないと、現況課税がどうなっているのか、状況・理由の箇所と併せて整理してほしいです。

職務代理

今言われたことと、法的な解釈をまた教えてください。

事務局

現況地目については、税務課の課税台帳上の現況となっております。農地台帳も、現況地目はこのようになっています。本人さんが30年以上山林と説明をしましたがけれども、手続きとしましては、始めに非農地証明申請をして、非農地にしてから相続または贈与というやり方がいいのか。それとも、農地として残っていますけれども、贈与してから今後、非農地として扱うのか。どちらが早くできるか等の兼ね合いもありますので、今回はまず所有権を移転したうえで、精査をさせていただきたいと思っております。

職務代理

本来、継続して耕作するという書類を付けるのですけれども、例えば、現在の農用地利用集積計画書の写しを付けて、無償譲渡を受けても継続しますというものを付けてもらわないと、耕作者の保証になりません。この契約は継承して借りている耕作者の権利は守りますというものが付いてこなければなりません。

事務局

先程言われました相続と贈与の関係で、手続き上どのような書き方が良いのか等、調べて報告させていただきます。

6. その他	会 長	そういう問題があるにしても、許可申請が出ていますので、これを許可するかどうか決めなければなりません。問題はあるのですけれども、それについてはまた確認してもらうということで、今回は許可するというのでよろしいですか。
	伊井野委員	事務局が県に確認したうえで許可するというのやり方がいいのではないですか。
	職務代理	農地法上OKということなら、問題はないです。
	会 長	それでは、条件付きで許可するというので決定します。
	会 長	その他の事項です。
	会 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 11月17日開催予定の農業委員会特別研修会の出欠を確認。欠席した委員等については、事務局が後日、出欠を確認する。</li> <li>● 若桜町農業委員会の視察研修の候補地や日程等について協議。</li> <li>● 事務局より、農地利用状況調査の集計結果について報告あり。</li> <li>● 事務局より、肥料価格高騰対策事業に関する説明あり。</li> <li>● 次回定例会は、11月15日（火）9：00～に決定</li> </ul> <p>以上で、令和4年度第7回の農業委員会定例会を終了します。</p>